

遺産分割後に 新しい遺言書が 出てきたら？

相談者の気持ち

遺言書に従って、遺産を分配した3年後に、日付が新しい別の遺言書が出てきました。内容が違っていた場合、そのとおりに分配し直さなければならぬのでしょうか？

A 古い遺言書と新しい遺言書の内容に違い(矛盾)がある場合、原則として、新しい遺言書の内容に従って分配(遺産分割)し直さなければなりません。ただし、例外的に分配し直さなくてもよい場合があります。

民法(以下、法)1023条1項は、「前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす」と定めています。つまり、古い遺言書と新しい遺言書の内容に違い(矛盾)があるときは、矛盾する部分について古い遺言書は存在しなかったものと扱われるのです。

本来従うべき新しい遺言書の存在を知らず、古い遺言書に従って遺産を分配してしまった場合、従うべき遺言書および遺言の内容について勘違い、つまり錯誤(法95条本文)があったといえます。この場合、新しい遺言書の存在を知らなかった相続人は、遺言書間の矛盾が非常に些細なものであるときなどを除き、当該分配の無効を主張することができます。無効が主張されれば、原則として、新しい遺言書の内容に従って分配し直さなければなりません。

もっとも、遺言書の内容によっては、分配し

直さなくてもよい(新しい遺言書と異なる内容の分配をすることが許される)場合があります。

ある裁判例は、「…遺言をする被相続人(遺言者)の通常の意味は、相続をめぐって相続人間に無用な紛争が生ずることを避けることにあるから、これと異なる内容の遺産分割が全相続人によって協議されたとしても、直ちに被相続人の意思に反するとはいえない。被相続人が遺言でこれと異なる遺産分割を禁じている等の事情があれば格別…相続人間において、遺言と異なる遺産分割をすることが一切できず、その遺産分割を無効とする趣旨まで包含していると解することはできない」と判示しました(さいたま地裁平成14年2月7日判決)。この裁判例に従えば、本件でも、相続人の全員が古い遺言書の内容で遺産を分配することに合意した場合には、改めて分配し直す必要はありません。

なお、相続人の全員が合意したとしても、①上記裁判例が判示するように、遺言書で分配が禁止されている場合(法907条1項、908条)、②被相続人が遺言書で特定の財産の分配を具体的に指示し、併せて遺言執行者を指定した場合(法1013条)には、分配し直さなければなりません。これらの場合には注意すべきです。